

<p>②主要な施設の配置の方針 (ア) 道路</p> <p>都市内交通の円滑化と都市機能の維持増進を図るため、都市構造の骨格を形成する道路として、自動車専用道路や国道等の主要幹線道路及び区域内の広域拠点、拠点間を結ぶ公共交通軸などの幹線道路を適切に配置した道路ネットワークの形成を目指します。</p> <p>筑後都市圏域の内外を結ぶ広域的な交通網として、九州縦貫自動車道、有明海沿岸道路、その他の高規格幹線道路や、広域的な社会交流を支え地域の連携を促す道路で高規格道路と一体的に機能する国道及び県道等の充実を図るとともに、圏域に流入・流出する大量の自動車交通の分散化のため、広域的な交通網に接続する幹線道路の充実を図ります。</p> <p>また、各所に発生している交通混雑の緩和を図る必要がある区間や、市街地開発計画が進められる地区等の主要施設へのアクセス路においては、その交通需要に対処するため、適切な道路の配置を図ります。鉄道やバス等の公共交通機関相互の連携を図るため、主要駅において駅前広場や街路を整備し交通結節機能の強化を図ります。</p> <p>なお、都市計画道路については、社会経済情勢の変化や都市施策の転換、将来都市像の変化等によって、その必要性に変化が生じ代替路線が別途確保されるなど、廃止や変更することが妥当と結論が得られるものについて必要に応じ適切な見直しを図ります。</p> <p>(イ) 鉄道</p> <p>持続可能な都市の実現に向けた中心的な役割を担う鉄道について、路線バスなどの公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便性向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用を図ります。また、地域鉄道である甘木鉄道の維持・確保に努めます。</p> <p>加えて、本圏域では道路と鉄道の平面交差を立体交差化するなどの事業を推進し、都市交通の円滑化と沿道市街地の一体的整備や新駅設置等、交通結節点の整備を図ります。</p> <p>(ウ) 駐車場</p> <p>駐車場・駐輪場は、公共交通機関の結節機能強化及び利便性向上を図るとともに、適正な規模・配置を考慮した整備を図ります。</p> <p>特に、中心市街地においては、道路交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、公共交通機関や道路の整備状況に応じた路外駐車場の整備を促すとともに、公共交通機関との結節機能の強化により、市街地における駐車需要の適正化を図ります。</p> <p>また、荷さばきや福祉対応など駐車需要の多様化に対応した駐車施設の整備や、既存駐車施設も含めた施設の有効活用などの質的向上を図ります。</p> <p>さらに、増加する自転車、バイク交通需要に対処するため、鉄道駅周辺等に自転車駐車場を確保し、秩序ある自転車等の利用の促進と自転車等の放置を防止することにより、歩行者空間等の良好な環境の保全を図ります。</p>	<p>②主要な施設の配置の方針 (ア) 道路</p> <p>都市内交通の円滑化と都市機能の維持増進を図るため、都市構造の骨格を形成する道路として、自動車専用道路や国道等の主要幹線道路及び区域内の広域拠点、拠点間を結ぶ公共交通軸などの幹線道路を適切に配置した道路ネットワークの形成を目指します。</p> <p>筑後都市圏域の内外を結ぶ広域的な交通網として、九州縦貫自動車道、有明海沿岸道路、その他の高規格幹線道路や、広域的な社会交流を支え地域の連携を促す道路で高規格道路と一体的に機能する国道及び県道等の充実を図るとともに、圏域に流入・流出する大量の自動車交通の分散化のため、広域的な交通網に接続する幹線道路の充実を図ります。</p> <p>また、各所に発生している交通混雑の緩和を図る必要がある区間や、市街地開発計画が進められる地区等の主要施設へのアクセス路においては、その交通需要に対処するため、適切な道路の配置を図ります。鉄道やバス等の公共交通機関相互の連携を図るため、主要駅において駅前広場や街路を整備し交通結節機能の強化を図ります。</p> <p>なお、都市計画道路については、社会経済情勢の変化や都市施策の転換、将来都市像の変化等によって、その必要性に変化が生じ代替路線が別途確保されるなど、廃止や変更することが妥当と結論が得られるものについて必要に応じ適切な見直しを図ります。</p> <p>(イ) 鉄道</p> <p>持続可能な都市の実現に向けた中心的な役割を担う鉄道について、路線バスなどの公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、利用者の利便性向上、交通混雑の解消、環境の保全、都市空間の効率的な利用を図ります。また、地域鉄道である甘木鉄道の維持・確保に努めます。</p> <p>加えて、本圏域では道路と鉄道の平面交差を立体交差化するなどの事業を推進し、都市交通の円滑化と沿道市街地の一体的整備や新駅設置等、交通結節点の整備を図ります。</p> <p>(ウ) 駐車場</p> <p>駐車場・駐輪場は、公共交通機関の結節機能強化及び利便性向上を図るとともに、適正な規模・配置を考慮した整備を図ります。</p> <p>特に、中心市街地においては、道路交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図るため、公共交通機関や道路の整備状況に応じた路外駐車場の整備を促すとともに、公共交通機関との結節機能の強化により、市街地における駐車需要の適正化を図ります。</p> <p>また、荷さばきや福祉対応など駐車需要の多様化に対応した駐車施設の整備や、既存駐車施設も含めた施設の有効活用などの質的向上を図ります。</p> <p>さらに、増加する自転車、バイク交通需要に対処するため、鉄道駅周辺等に自転車駐車場を確保し、秩序ある自転車等の利用の促進と自転車等の放置を防止することにより、歩行者空間等の良好な環境の保全を図ります。</p>
--	--

(工) 港湾

三池港は外貨コンテナ航路を有し地域物流の一大拠点として重要な役割を担っています。物流拠点として地域経済・産業の発展に対応できる港湾とするため港湾機能の充実を図ります。

③主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

(ア) 道路

都市計画区域	市町名	都市計画道路名
久留米小郡都市計画区域	久留米市	東合川赤川線
		久留米駅南町線
	小郡市	山川野口町北野町今山線
		原田駅東福董線 二森西福董線
大牟田都市計画区域	みやま市	江浦原線
北野大刀洗都市計画区域 筑後中央広域都市計画区域	—	—
	柳川市	大牟田大川線
	八女市	本分陣ノ内線
	大川市	大牟田大川線
		堤上野線
	みやま市	大橋三丸線
		大野島イーター線
		吉井八幡町線
	筑後市	尾島常用線
	田主丸都市計画区域	—

(工) 港湾

三池港は外貨コンテナ航路を有し地域物流の一大拠点として重要な役割を担っています。物流拠点として地域経済・産業の発展に対応できる港湾とするため港湾機能の充実を図ります。

③主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

(ア) 道路

都市計画区域	市町名	都市計画道路名
久留米小郡都市計画区域	久留米市	東合川赤川線
		久留米駅南町線
	小郡市	山川野口町北野町今山線
		原田駅東福董線 二森西福董線
大牟田都市計画区域	みやま市	江浦原線
北野大刀洗都市計画区域 筑後中央広域都市計画区域	—	—
	柳川市	大牟田大川線
	八女市	本分陣ノ内線
	大川市	大牟田大川線
		堤上野線
	みやま市	大橋三丸線
		大野島イーター線
		吉井八幡町線
	筑後市	尾島常用線

<p>2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>(ア) 下水道</p> <p>下水道は都市の健全な発展、公衆衛生の向上のほか、顕在化してきた地球温暖化への対応や持続可能な循環型社会の構築を図るための健全な水循環及び資源循環など、安全で快適な生活を営む上で、必要不可欠な社会基盤施設です。本県の下水道の整備水準は全国平均並みの状況にありますが、有明海海域は、閉鎖性の強い海域であり、富栄養化が進行しやすい状況にあります。また、県内の中小河川はその多くが水道水源として利用されていることから、河川の水質改善及び保全は重要です。</p> <p>本圏域において快適で安全な生活環境の構築に対応するため、公共下水道未整備区域における整備を推進するとともに、整備済み区域においては、計画的な施設の維持保全を図ります。また、効率的な汚水処理を推進するために、「福岡県汚水処理構想」による下水道、農業集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設について、人口減少や財政等の状況も踏まえ地域の実情にあった事業範囲の見直しや整備手法の選択を行いながら、整備の推進を図っていきます。</p> <p>この他、近年では、都市化の進展による雨水流出量の増大、局地的な集中豪雨などによる都市型水害の発生、水網断層による地震、地球温暖化の防止や循環型社会への対応が必要です。</p> <p>このため、雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設などの設置、雨水を河川などに放流する公共下水道及び都市下水路の整備、地震対策となる下水道施設の耐震化、汚泥の有効利用や処理水の活用などによる循環型システムの構築を図ります。</p> <p>(イ) 河川</p> <p>都市化の進展による河川流域の開発は、流域が有する保水能力や遊水機能の低下をもたらしています。都市部においては、台風や局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生しており、今後も発生する恐れがあります。こうした浸水被害を防止するため、河川の改修を推進します。</p> <p>市街地に近接する丘陵地や山地を中心に、土石流、がけ崩れなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。</p> <p>地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観の保全や創出を図る多自然川づくりを進めます。こうした取り組みなどにより、筑後川及び矢部川などをいかした良好な水辺空間の形成を図ります。</p> <p>②整備水準の目標</p> <p>(ア) 下水道</p> <p>「福岡県汚水処理構想」に基づいた施設整備を図り、本圏域の都市環境の質の向上を推進します。</p> <p>(イ) 河川</p> <p>中小河川については、河川の重要度に応じて河川整備計画などの河川改修計画に基づいた改修を推進します。</p>	<p>2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>(ア) 下水道</p> <p>下水道は都市の健全な発展、公衆衛生の向上のほか、顕在化してきた地球温暖化への対応や持続可能な循環型社会の構築を図るための健全な水循環及び資源循環など、安全で快適な生活を営む上で、必要不可欠な社会基盤施設です。本県の下水道の整備水準は全国平均並みの状況にありますが、有明海海域は、閉鎖性の強い海域であり、富栄養化が進行しやすい状況にあります。また、県内の中小河川はその多くが水道水源として利用されていることから、河川の水質改善及び保全は重要です。</p> <p>本圏域において快適で安全な生活環境の構築に対応するため、公共下水道未整備区域における整備を推進するとともに、整備済み区域においては、計画的な施設の維持保全を図ります。また、効率的な汚水処理を推進するために、「福岡県汚水処理構想」による下水道、農業集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設について、人口減少や財政等の状況も踏まえ地域の実情にあった事業範囲の見直しや整備手法の選択を行いながら、整備の推進を図っていきます。</p> <p>この他、近年では、都市化の進展による雨水流出量の増大、局地的な集中豪雨などによる都市型水害の発生、水網断層による地震、地球温暖化の防止や循環型社会への対応が必要です。</p> <p>このため、雨水の流出抑制を考慮した貯留浸透施設などの設置、雨水を河川などに放流する公共下水道及び都市下水路の整備、地震対策となる下水道施設の耐震化、汚泥の有効利用や処理水の活用などによる循環型システムの構築を図ります。</p> <p>(イ) 河川</p> <p>都市化の進展による河川流域の開発は、流域が有する保水能力や遊水機能の低下をもたらしています。都市部においては、台風や局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生しており、今後も発生する恐れがあります。こうした浸水被害を防止するため、河川の改修を推進します。</p> <p>市街地に近接する丘陵地や山地を中心に、土石流、がけ崩れなどによる土砂災害を防止するため、土砂災害対策を推進します。</p> <p>地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観の保全や創出を図る多自然川づくりを進めます。こうした取り組みなどにより、筑後川及び矢部川などをいかした良好な水辺空間の形成を図ります。</p> <p>②整備水準の目標</p> <p>(ア) 下水道</p> <p>「福岡県汚水処理構想」に基づいた施設整備を図り、本圏域の都市環境の質の向上を推進します。</p> <p>(イ) 河川</p> <p>中小河川については、河川の重要度に応じて河川整備計画などの河川改修計画に基づいた改修を推進します。</p>
--	--

③主要な施設の配置の方針

(ア) 下水道

本区域においては、宝満川、筑後川中流右岸、矢部川の流域下水道と関連する市町村の公共下水道や市町村の単独公共下水道があり、快適な水環境を創造するため整備を進めます。

公共下水道は、事業計画に基づき整備を図るものとしますが、計画区域周辺の市街化を考慮し、計画の見直しなどの検討をします。

なお、安全・安心なまちづくりのための雨水対策として、関係市町村においては、管渠及びポンプ場の整備を図ります。

(イ) 河川

筑後川、矢部川など多くの河川が市街地を流下しています。市街地の治水安全度を高めるため、河川整備計画などの河川改修計画に基づいた河川の改修を進めます。河川の計画規模や河川施設の整備水準を超える規模の洪水が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、河川の改修と併せて、災害時の避難行動や水防活動が適切に実施できるよう、浸水想定区域の公表や水位・雨量情報などの提供を行います。

土砂災害が発生した場合に住民等の生命、身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域において、砂防堰堤の整備など土砂災害対策を進めます。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域などの指定と、大雨による土砂災害に対する警戒や避難を支援する土砂災害警戒情報の提供を行います。

④主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

(ア) 下水道

都市計画区域	名称
久留米小郡都市計画区域	宝満川流域下水道
	筑後川中流右岸流域下水道
北野大刀洗都市計画区域	筑後川中流右岸流域下水道
筑後中央広域都市計画区域	矢部川流域下水道

③主要な施設の配置の方針

(ア) 下水道

本区域においては、宝満川、筑後川中流右岸、矢部川の流域下水道と関連する市町村の公共下水道や市町村の単独公共下水道があり、快適な水環境を創造するため整備を進めます。

公共下水道は、事業計画に基づき整備を図るものとしますが、計画区域周辺の市街化を考慮し、計画の見直しなどの検討をします。

なお、安全・安心なまちづくりのための雨水対策として、関係市町村においては、管渠及びポンプ場の整備を図ります。

(イ) 河川

筑後川、矢部川など多くの河川が市街地を流下しています。市街地の治水安全度を高めるため、河川整備計画などの河川改修計画に基づいた河川の改修を進めます。河川の計画規模や河川施設の整備水準を超える規模の洪水が発生した場合の被害を最小限にとどめるため、河川の改修と併せて、災害時の避難行動や水防活動が適切に実施できるよう、浸水想定区域の公表や水位・雨量情報などの提供を行います。

土砂災害が発生した場合に住民等の生命、身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域において、砂防堰堤の整備など土砂災害対策を進めます。土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域などの指定と、大雨による土砂災害に対する警戒や避難を支援する土砂災害警戒情報の提供を行います。

④主要な施設の整備の目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

(ア) 下水道

都市計画区域	名称
久留米小郡都市計画区域	宝満川流域下水道
	筑後川中流右岸流域下水道
北野大刀洗都市計画区域	筑後川中流右岸流域下水道
筑後中央広域都市計画区域	矢部川流域下水道

<p>3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、廃棄物処理場などの供給処理施設は、都市生活を営む上で大切な施設であり、特に周辺の環境との調和を図る必要があります。これらの都市施設は、地域住民や関係者間の合意形成のもと、社会的費用の負担や環境負荷の低減に配慮し、土地利用計画や交通施設計画などの都市計画と整合のとれた適切な配置を促進します。</p> <p>②主要な施設の配置の方針</p> <p>市場の立地については、「福岡県卸売市場整備計画」に基づき、周辺の土地利用や交通等との整合性を図り、適切な立地を図ります。</p> <p>廃棄物については、その発生抑制を基本とし、福岡県廃棄物処理計画及び市町村が定める廃棄物処理に関する計画に基づき、発生量及びその質に即して適切に処理できる施設や体制を整備することが必要です。</p> <p>一般廃棄物処理施設は、他の市町村との施設の集約化など市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れ、周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ施設の整備・充実を促進します。</p> <p>最終処分場は、一般廃棄物の3R（排出抑制・再生利用）の推進により、最終処分量の一層の削減を図り、最終処分場の延命化を図ります。その上で、長期的に安定した処分が続けられるよう次期埋立場の検討に取り組み必要があります。</p> <p>4) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>	<p>3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針</p> <p>①基本方針</p> <p>市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、廃棄物処理場などの供給処理施設は、都市生活を営む上で大切な施設であり、特に周辺の環境との調和を図る必要があります。これらの都市施設は、地域住民や関係者間の合意形成のもと、社会的費用の負担や環境負荷の低減に配慮し、土地利用計画や交通施設計画などの都市計画と整合のとれた適切な配置を促進します。</p> <p>②主要な施設の配置の方針</p> <p>市場の立地については、「福岡県卸売市場整備計画」に基づき、周辺の土地利用や交通等との整合性を図り、適切な立地を図ります。</p> <p>廃棄物については、その発生抑制を基本とし、福岡県廃棄物処理計画及び市町村が定める廃棄物処理に関する計画に基づき、発生量及びその質に即して適切に処理できる施設や体制を整備することが必要です。</p> <p>一般廃棄物処理施設は、他の市町村との施設の集約化など市町村の区域を越えた広域的な連携も視野に入れ、周辺施設への影響や輸送効率などを考え合わせ施設の整備・充実を促進します。</p> <p>最終処分場は、一般廃棄物の3R（排出抑制・再生利用）の推進により、最終処分量の一層の削減を図り、最終処分場の延命化を図ります。その上で、長期的に安定した処分が続けられるよう次期埋立場の検討に取り組み必要があります。</p> <p>4) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について</p> <p>都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。</p> <p>その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。</p>
--	--

<p>(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>集約型の都市づくりを進めていくために、中心市街地や駅周辺地区等の拠点性を高める市街地整備を重点的に進めることが必要であり、併せて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等に向けた施策運用も必要です。一方、新市街地においては、地域の実情に応じた土地利用を見据えた都市基盤の整備が必要です。</p> <p>人口減少・高齢社会の進行等に伴う都市化圧力の沈静化が進む今後は、集約化された質の高い都市サービス享受できる市街地形成を目指し、既成市街地内における事業の適用を地域の実情に応じて進めていく必要があり、一方で、中心市街地においては青空駐車場や空き地等の低未利用地がごま塩状に点在するなど、市街地の空洞化を招いています。このような中心市街地の再生を図るため、市街地を一体的に集約整序する「敷地整序型土地区画整理事業」など、多様で柔軟な市街地整備手法の適用も検討していきます。</p> <p>今後、多様な地域ニーズにあった都市機能の更新・増進、密集市街地の改善など防災性を確保するための都市基盤の整備など、健全で効果的な市街地の形成を図り、魅力的で活力あふれる持続可能な都市づくりを目指します。</p> <p>このため、民間活力を有効的に活用しながら、適切に市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）を推進します。</p> <p>2) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>①都市再開発に関する方針</p> <p>(ア) 中心市街地</p> <p>拠点として都市機能の集約や魅力的な市街地空間づくりを進めるため、市街地開発事業などによる都市基盤整備の推進の支援を通じ、中心市街地の活力維持、活性化を図ります。</p> <p>(イ) 一般の市街地</p> <p>筑後都市圏内で、今後も宅地化が行われる可能性が高い区域などにおいては、土地区画整理事業等により区画道路や公園、緑地、広場等の創出を図るとともに、地区計画を活用した建物の形態制限による景観形成などを行い、個性的で愛着のあるまちづくりを促進します。</p> <p>(ウ) 密集市街地</p> <p>密集市街地は、道路や公園などの都市基盤が未整備であり、建て替えも困難であることから防災上危険な市街地となっています。</p> <p>この密集市街地の整備については、地域住民や行政の協働のもと、区画道路や公園といった都市基盤の整備、建物の不燃化や共同建て替え、防災拠点機能の設置など総合的な街区整備を図ります。</p>	<p>(4) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>集約型の都市づくりを進めていくために、中心市街地や駅周辺地区等の拠点性を高める市街地整備を重点的に進めることが必要であり、併せて、密集市街地などの既成市街地の再生や有効利用等に向けた施策運用も必要です。一方、新市街地においては、地域の実情に応じた土地利用を見据えた都市基盤の整備が必要です。</p> <p>人口減少・高齢社会の進行等に伴う都市化圧力の沈静化が進む今後は、集約化された質の高い都市サービス享受できる市街地形成を目指し、既成市街地内における事業の適用を地域の実情に応じて進めていく必要があり、一方で、中心市街地においては青空駐車場や空き地等の低未利用地がごま塩状に点在するなど、市街地の空洞化を招いています。このような中心市街地の再生を図るため、市街地を一体的に集約整序する「敷地整序型土地区画整理事業」など、多様で柔軟な市街地整備手法の適用も検討していきます。</p> <p>今後、多様な地域ニーズにあった都市機能の更新・増進、密集市街地の改善など防災性を確保するための都市基盤の整備など、健全で効果的な市街地の形成を図り、魅力的で活力あふれる持続可能な都市づくりを目指します。</p> <p>このため、民間活力を有効的に活用しながら、適切に市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）を推進します。</p> <p>2) 主要な市街地開発事業の決定の方針</p> <p>①都市再開発に関する方針</p> <p>(ア) 中心市街地</p> <p>拠点として都市機能の集約や魅力的な市街地空間づくりを進めるため、市街地開発事業などによる都市基盤整備の推進の支援を通じ、中心市街地の活力維持、活性化を図ります。</p> <p>(イ) 一般の市街地</p> <p>筑後都市圏内で、今後も宅地化が行われる可能性が高い区域などにおいては、土地区画整理事業等により区画道路や公園、緑地、広場等の創出を図るとともに、地区計画を活用した建物の形態制限による景観形成などを行い、個性的で愛着のあるまちづくりを促進します。</p> <p>(ウ) 密集市街地</p> <p>密集市街地は、道路や公園などの都市基盤が未整備であり、建て替えも困難であることから防災上危険な市街地となっています。</p> <p>この密集市街地の整備については、地域住民や行政の協働のもと、区画道路や公園といった都市基盤の整備、建物の不燃化や共同建て替え、防災拠点機能の設置など総合的な街区整備を図ります。</p>
--	--

②防災再開発促進地区に関する方針

密集市街地の区域内で、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区において、老朽木造住宅密集、道路狭隘、公共施設未整備等の解消によって延焼防止等防災安全性の向上を図り、良好な市街地環境を形成するため、住環境の整備、改善を促進します。

3) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について

都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。

②防災再開発促進地区に関する方針

密集市街地の区域内で、防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区において、老朽木造住宅密集、道路狭隘、公共施設未整備等の解消によって延焼防止等防災安全性の向上を図り、良好な市街地環境を形成するため、住環境の整備、改善を促進します。

3) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について

都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」(平成27年10月)の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、地域公共交通網形成計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。

<p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>本圏域の都市を取り巻く自然環境は、耳納連山の雄大な眺望や三池山・清水山・飛形山など豊かな自然に恵まれ、貴重な野生の動植物が多く生息し、守るべき優れた自然景観があり、その一部は筑後川県立自然公園・矢部川県立自然公園などに指定されています。こうした自然環境が身近にある本圏域の都市計画区域における都市づくりは、自然環境の整備または保全に配慮し、景観、防災、レクリエーション等の観点が必要です。</p> <p>このため、都市公園をはじめ、郷土景観や地域らしさを構成する山地・丘陵地等の森林や、風の道となる河川など、県土の骨格となる緑の保全・活用を図ります。特に水と緑のネットワークとなる公園・緑地等、河川・海岸・湖沼・干潟等を利用して、魅力ある水辺空間や優れた自然環境・景観を構成する豊かな空間といった、公共空間などの整備・保全を図ります。そして、県全域の都市圏構造で示す緑の自然軸、海の自然軸との連続性を確保して、生物の移動・分散に寄与し、豊かな水と緑にふれあいがら緑の拠点や観光・歴史・文化などの拠点を回遊できる広がりを持った、水と緑のネットワーク形成を図ります。</p> <p>2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>①環境保全系統</p> <p>市街地部の背景となる耳納連山や飛形山に連なる山地・丘陵地、幹線交通施設から望む緑、都市部を流れる筑後川・矢部川など、河川等の緑地の適切な保全を図ります。都市内における公園・緑地等は、生き物に配慮した施設等を配置します。</p> <p>また、有明海沿岸においては、広大な干潟、海を持つ生態系などの生物多様性や沿岸海域の水質の保全を促進します。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を生かした個性ある広域的なレクリエーション拠点となる県営筑後広域公園を配置します。また、身近な活動空間となる住区基幹公園、地域の歴史資源・自然資源を活用した公園、農林漁業等の振興と連携した緑地といった様々な種類の公園・緑地等の整備を促進します。</p> <p>③防災系統</p> <p>災害発生時の安全性を確保する上で重要な防災公園や緑地など、地域防災計画における位置づけに応じた防災施設の配置により、防災対応の都市づくりを図ります。</p> <p>土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置します。</p> <p>④景観構成系統</p> <p>良好な自然景観及び自然環境を備える地域については、筑後川県立自然公園及び矢部川県立自然公園が指定されており、これらの景観や環境に配慮した土地利用計画や都市施設の計画を図ります。</p>	<p>(5) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>本圏域の都市を取り巻く自然環境は、耳納連山の雄大な眺望や三池山・清水山・飛形山など豊かな自然に恵まれ、貴重な野生の動植物が多く生息し、守るべき優れた自然景観があり、その一部は筑後川県立自然公園・矢部川県立自然公園などに指定されています。こうした自然環境が身近にある本圏域の都市計画区域における都市づくりは、自然環境の整備または保全に配慮し、景観、防災、レクリエーション等の観点が必要です。</p> <p>このため、都市公園をはじめ、郷土景観や地域らしさを構成する山地・丘陵地等の森林や、風の道となる河川など、県土の骨格となる緑の保全・活用を図ります。特に水と緑のネットワークとなる公園・緑地等、河川・海岸・湖沼・干潟等を利用して、魅力ある水辺空間や優れた自然環境・景観を構成する豊かな空間といった、公共空間などの整備・保全を図ります。そして、県全域の都市圏構造で示す緑の自然軸、海の自然軸との連続性を確保して、生物の移動・分散に寄与し、豊かな水と緑にふれあいがら緑の拠点や観光・歴史・文化などの拠点を回遊できる広がりを持った、水と緑のネットワーク形成を図ります。</p> <p>2) 主要な緑地の配置の方針</p> <p>①環境保全系統</p> <p>市街地部の背景となる耳納連山や飛形山に連なる山地・丘陵地、幹線交通施設から望む緑、都市部を流れる筑後川・矢部川など、河川等の緑地の適切な保全を図ります。都市内における公園・緑地等は、生き物に配慮した施設等を配置します。</p> <p>また、有明海沿岸においては、広大な干潟、海を持つ生態系などの生物多様性や沿岸海域の水質の保全を促進します。</p> <p>②レクリエーション系統</p> <p>地域特性や地域の歴史文化資源・自然資源を生かした個性ある広域的なレクリエーション拠点となる県営筑後広域公園を配置します。また、身近な活動空間となる住区基幹公園、地域の歴史資源・自然資源を活用した公園、農林漁業等の振興と連携した緑地といった様々な種類の公園・緑地等の整備を促進します。</p> <p>③防災系統</p> <p>災害発生時の安全性を確保する上で重要な防災公園や緑地など、地域防災計画における位置づけに応じた防災施設の配置により、防災対応の都市づくりを図ります。</p> <p>土砂流出などの自然災害の防止を図るため、保全すべき市街地周辺の樹林地を適切に配置します。</p> <p>④景観構成系統</p> <p>良好な自然景観及び自然環境を備える地域については、筑後川県立自然公園及び矢部川県立自然公園が指定されており、これらの景観や環境に配慮した土地利用計画や都市施設の計画を図ります。</p>
--	--

<p>3) 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>都市公園などの施設緑地や風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などの地域性緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。</p> <p>①公園緑地などの整備目標及び配置方針</p> <p>(ア) 住区基幹公園</p> <p>生活に密着した街区公園、近隣公園については、子供から高齢者まですべての人が安心して快適に過ごすために必要な身近な都市施設として、適正規模、適正配置を図ります。</p> <p>また、地区公園については、公園から徒歩距離圏内に居住する者の運動、休養等のレクリエーションの場を確保するため、周辺の近隣公園と都市基幹公園の配置状況も踏まえて配置し、整備を促進します。</p> <p>(イ) 都市基幹公園</p> <p>久留米市中央公園をはじめとする総合公園・運動公園を配置しています。今後は、これらの公園の機能充実を図り適切な配置を促進します。</p> <p>(ウ) 広域公園</p> <p>広域レクリエーション需要を充足することを目的として、県営筑後広域公園が配置されています。今後も、この公園の整備の促進を図ります。</p> <p>(エ) 緑地・緑道</p> <p>都市環境の保全、創出、防災機能の強化を図るため、適切な配置を促進します。</p> <p>②その他緑地の指定目標及び指定方針</p> <p>(ア) 風致地区</p> <p>樹林地等を保全し、都市の風致を維持するため、適切な風致地区の指定を図ります。</p> <p>(イ) その他</p> <p>農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地を生産緑地区として指定を促進します。</p> <p>また、自然公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林など都市における環境保全に有効な緑地は保全を図ります。</p>	<p>3) 実現のための具体の都市計画制度の方針</p> <p>都市公園などの施設緑地や風致地区、緑地保全地区、生産緑地地区などの地域性緑地を都市計画に位置づけ、その整備または保全を促進します。</p> <p>①公園緑地などの整備目標及び配置方針</p> <p>(ア) 住区基幹公園</p> <p>生活に密着した街区公園、近隣公園については、子供から高齢者まですべての人が安心して快適に過ごすために必要な身近な都市施設として、適正規模、適正配置を図ります。</p> <p>また、地区公園については、公園から徒歩距離圏内に居住する者の運動、休養等のレクリエーションの場を確保するため、周辺の近隣公園と都市基幹公園の配置状況も踏まえて配置し、整備を促進します。</p> <p>(イ) 都市基幹公園</p> <p>久留米市中央公園をはじめとする総合公園・運動公園を配置しています。今後は、これらの公園の機能充実を図り適切な配置を促進します。</p> <p>(ウ) 広域公園</p> <p>広域レクリエーション需要を充足することを目的として、県営筑後広域公園が配置されています。今後も、この公園の整備の促進を図ります。</p> <p>(エ) 緑地・緑道</p> <p>都市環境の保全、創出、防災機能の強化を図るため、適切な配置を促進します。</p> <p>②その他緑地の指定目標及び指定方針</p> <p>(ア) 風致地区</p> <p>樹林地等を保全し、都市の風致を維持するため、適切な風致地区の指定を図ります。</p> <p>(イ) その他</p> <p>農業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地を生産緑地区として指定を促進します。</p> <p>また、自然公園、農用地区域、地域森林計画対象民有林、保安林など都市における環境保全に有効な緑地は保全を図ります。</p>
---	---

4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

①主要な公園緑地等

都市計画区域	種別	名称
筑後中央広域都市計画区域	広域公園	県営 筑後広域公園

5) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について

都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、緑の基本計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。

4) 主要な緑地の確保目標

おおむね10年以内に事業の実施（施工中を含む）を予定する主な都市計画（県決定）施設は次のとおりです。

①主要な公園緑地等

都市計画区域	種別	名称
筑後中央広域都市計画区域	広域公園	県営 筑後広域公園

5) 市町村の定める都市計画の協議・同意の判断基準等について

都市計画に関する市町村の申し出のうち、集約型の都市づくり等の「福岡県都市計画基本方針」（平成27年10月）の趣旨に沿った都市計画に関しては、本計画に準ずるものとして取り扱いを検討します。その際、関係市町村と協議の上、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画、緑の基本計画等の各種関連計画における位置づけや、都市計画基礎調査に基づく都市構造の分析などにより、総合的に判断し、本計画の見直しを検討していきます。

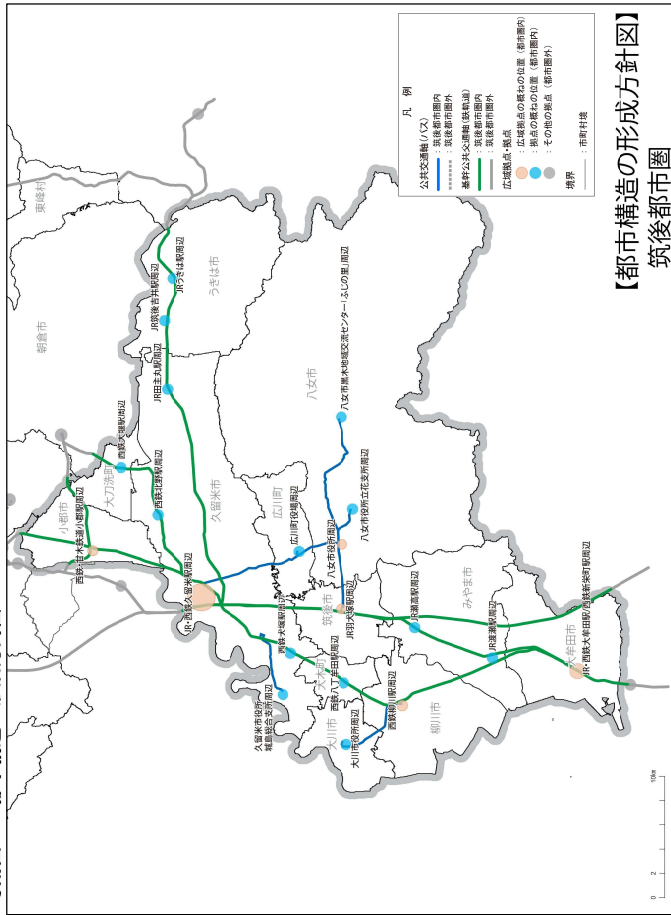
<p>(6) 防災に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、災害の危険性の高い区域の明示や災害の危険性の高い区域における計画的な低密度化への誘導、情報収集・伝達体制と避難体制の強化などのソフト施策にも取り組み防災都市づくりを推進する必要があります。</p> <p>①災害情報の周知</p> <p>県内における活断層の所在や、土砂災害・津波・洪水・高潮等の災害に関する情報、各種災害時における避難場所などについて、災害情報パンフレットの配布、インターネット上への公開等により情報提供し、地域の災害に関する危険性を地域住民が十分に把握し、未然の防災対策の強化を促進します。</p> <p>②災害危険性を踏まえた土地利用方針の再検討</p> <p>災害に強い都市づくりのためには、災害の発生のおそれのある土地の区域について、土地利用方針の再検討が必要です。</p> <p>このような区域については、当該区域の産業特性や社会特性に配慮しながら、自然的環境への回帰や、発生が予想される災害の種類に応じ、公園、市民農園、共同駐車場といった多面的な活用を検討することが考えられます。</p> <p>③事前復興まちづくり計画の策定</p> <p>大規模災害の被害想定により大きな被害が想定される市町村においては、被災後のまちの復興像や、土地利用、都市施設、公共施設設置の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制などの考え方を事前復興まちづくり計画として準備することにより、被災後の迅速かつ効果的な復興対策及び当計画を元にした災害情報の伝達や避難体制の強化などによる被害の軽減を図ります。</p> <p>2) 都市防災のための施策の概要</p> <p>人口及び建築物の密集している市街地については、再開発等の推進を図り、緩衝帯、避難広場を確保するとともに、道路幅員の拡幅及び電線類の地中化を推進するなど、消防活動に必要な防災空間を促進します。</p> <p>また、本圏域の土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域など、土砂災害のおそれのある区域については、新たな市街地を含めないなど、防災に関する各種施策との整合に留意した土地利用対策を図るとともに、災害時に避難路や代替路として機能する主要な道路の整備を図ります。</p>	<p>(6) 防災に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、ハード整備による防災対策と併せて、災害の危険性の高い区域の明示や災害の危険性の高い区域における計画的な低密度化への誘導、情報収集・伝達体制と避難体制の強化などのソフト施策にも取り組み防災都市づくりを推進する必要があります。</p> <p>①災害情報の周知</p> <p>県内における活断層の所在や、土砂災害・津波・洪水・高潮等の災害に関する情報、各種災害時における避難場所などについて、災害情報パンフレットの配布、インターネット上への公開等により情報提供し、地域の災害に関する危険性を地域住民が十分に把握し、未然の防災対策の強化を促進します。</p> <p>②災害危険性を踏まえた土地利用方針の再検討</p> <p>災害に強い都市づくりのためには、災害の発生のおそれのある土地の区域について、土地利用方針の再検討が必要です。</p> <p>このような区域については、当該区域の産業特性や社会特性に配慮しながら、自然的環境への回帰や、発生が予想される災害の種類に応じ、公園、市民農園、共同駐車場といった多面的な活用を検討することが考えられます。</p> <p>③事前復興まちづくり計画の策定</p> <p>大規模災害の被害想定により大きな被害が想定される市町村においては、被災後のまちの復興像や、土地利用、都市施設、公共施設設置の整備方針、応急的に必要な用地確保の方針、復興体制などの考え方を事前復興まちづくり計画として準備することにより、被災後の迅速かつ効果的な復興対策及び当計画を元にした災害情報の伝達や避難体制の強化などによる被害の軽減を図ります。</p> <p>2) 都市防災のための施策の概要</p> <p>人口及び建築物の密集している市街地については、再開発等の推進を図り、緩衝帯、避難広場を確保するとともに、道路幅員の拡幅及び電線類の地中化を推進するなど、消防活動に必要な防災空間を促進します。</p> <p>また、本圏域の土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域など、土砂災害のおそれのある区域については、新たな市街地を含めないなど、防災に関する各種施策との整合に留意した土地利用対策を図るとともに、災害時に避難路や代替路として機能する主要な道路の整備を図ります。</p>
--	--

<p>(7) 景観に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>県土には、百万都市、中小の都市群、農山村といった様々な規模と特色を有する地域があり、それぞれの地域において、歴史と風土に根ざした多彩な経済・社会・文化などの諸活動が営まれています。生活をよりゆとりと潤いのあるものとするためには、これらの歴史・文化、自然及び社会活動を地域の有する景観資源として再認識するとともに、効果的に活用し、個性ある景観を持った美しいまちを形成していくための取り組みを各地で展開していくことが必要です。</p> <p>本圏域は、筑後平野を中心とした自然地形、筑後川・矢部川等の河川、有明海、山林などの多様な自然景観に加え、歴史的建造物や土木遺産等の人工的な景観要素を有しています。また、八女福島やうきは市吉井町の歴史的な街並みをはじめとした、歴史的・文化的景観や、耳納連山、八女市の茶畑、うきは市のつづら棚田などの自然景観も豊富です。</p> <p>こうした本圏域らしさを醸成している良好な自然景観や調和のとれた良好な街並み景観及び歴史・文化的な景観の保全・育成を図ります。</p> <p>一方、平成16年に景観法が施行され、市町村単位での景観計画の策定が進んでいますが、今後も関連法規における規制等との連携を図りつつ景観計画の策定を推進していくことが必要です。また、筑後川流域景観計画や矢部川流域景観計画での取り組みのように、市町村の枠組みを超えた広域景観や、文化的な価値づけによる広域の文化的景観を、関係市町村と連携を図りつつ、総合的に形成・保全する仕組みも必要とされています。</p> <p>さらに県、市町村及び県民等のパートナーシップによる良好な景観の形成・保全と、美しい都市づくりを推進していくため、県民等が発意自ら参加していくことが望まれます。</p> <p>2) 景観に関する施策の概要</p> <p>①「景観法」や条例に基づく良好な景観形成</p> <p>良好な景観の保全・形成に向けて、多くの市町村が景観行政団体に移行するとともに、景観計画を策定し、実効性の高い景観誘導を推進していくことが必要です。このため、各市町村における既存の景観関連の自主条例や「福岡県美しいまちづくり基本方針」を踏まえつつ、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく各種施策を推進していきます。</p> <p>②県、市町村の協働による景観計画の策定</p> <p>河川流域や山並み、田園といった自然景観や、国道、鉄道などの主要な交通軸周辺では、市町村独自の景観特性や個性を生かしつつ、市町村の枠組みを超えた広域景観形成が必要です。</p> <p>このため、県は、市町村が景観計画を策定する際には必要な技術助言を行い、また広域景観の形成が必要な場合は、目指すべき景観像や景観形成の方向性及び一体性や連続性に配慮した景観計画の策定を推進していきます。</p>	<p>(7) 景観に関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>県土には、百万都市、中小の都市群、農山村といった様々な規模と特色を有する地域があり、それぞれの地域において、歴史と風土に根ざした多彩な経済・社会・文化などの諸活動が営まれています。生活をよりゆとりと潤いのあるものとするためには、これらの歴史・文化、自然及び社会活動を地域の有する景観資源として再認識するとともに、効果的に活用し、個性ある景観を持った美しいまちを形成していくための取り組みを各地で展開していくことが必要です。</p> <p>本圏域は、筑後平野を中心とした自然地形、筑後川・矢部川等の河川、有明海、山林などの多様な自然景観に加え、歴史的建造物や土木遺産等の人工的な景観要素を有しています。また、八女福島やうきは市吉井町の歴史的な街並みをはじめとした、歴史的・文化的景観や、耳納連山、八女市の茶畑、うきは市のつづら棚田などの自然景観も豊富です。</p> <p>こうした本圏域らしさを醸成している良好な自然景観や調和のとれた良好な街並み景観及び歴史・文化的な景観の保全・育成を図ります。</p> <p>一方、平成16年に景観法が施行され、市町村単位での景観計画の策定が進んでいますが、今後も関連法規における規制等との連携を図りつつ景観計画の策定を推進していくことが必要です。また、筑後川流域景観計画や矢部川流域景観計画での取り組みのように、市町村の枠組みを超えた広域景観や、文化的な価値づけによる広域の文化的景観を、関係市町村と連携を図りつつ、総合的に形成・保全する仕組みも必要とされています。</p> <p>さらに県、市町村及び県民等のパートナーシップによる良好な景観の形成・保全と、美しい都市づくりを推進していくため、県民等が発意自ら参加していくことが望まれます。</p> <p>2) 景観に関する施策の概要</p> <p>①「景観法」や条例に基づく良好な景観形成</p> <p>良好な景観の保全・形成に向けて、多くの市町村が景観行政団体に移行するとともに、景観計画を策定し、実効性の高い景観誘導を推進していくことが必要です。このため、各市町村における既存の景観関連の自主条例や「福岡県美しいまちづくり基本方針」を踏まえつつ、「福岡県美しいまちづくり条例」に基づく各種施策を推進していきます。</p> <p>②県、市町村の協働による景観計画の策定</p> <p>河川流域や山並み、田園といった自然景観や、国道、鉄道などの主要な交通軸周辺では、市町村独自の景観特性や個性を生かしつつ、市町村の枠組みを超えた広域景観形成が必要です。</p> <p>このため、県は、市町村が景観計画を策定する際には必要な技術助言を行い、また広域景観の形成が必要な場合は、目指すべき景観像や景観形成の方向性及び一体性や連続性に配慮した景観計画の策定を推進していきます。</p>
--	--

<p>(8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>一般に都市においては、人口や都市活動の集中に十分な都市基盤の整備が遅れたこと、社会経済状況の変化に対し、環境との共生への配慮が不十分だったことなど、都市活動による環境への負荷が過大となっています。その結果、ヒートアイランド現象や局所的な集中豪雨の発生などの都市環境の悪化が懸念されています。</p> <p>また、暮らしから排出されるごみや、都市機能の更新に伴う産業廃棄物等が大量に発生しており、処分場の残余年数が逼迫していることも懸念されるなど、実行を伴ったライフスタイルの見直しと併せ、省エネルギー、省資源に徹した地域循環型のまちづくりが求められています。</p> <p>そのため、大気汚染、水環境問題対策の一層の強化充実を図り、環境改善に向けた施策を引き続き進めていくとともに、地球環境や九州圏全体の環境へ視野を広げ、環境と共生する都市の実現を目指して、環境負荷の少ない都市構造の形成、循環型都市づくり、環境改善策などを図ります。</p>	<p>(8) 環境都市づくりに関する都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針</p> <p>一般に都市においては、人口や都市活動の集中に十分な都市基盤の整備が遅れたこと、社会経済状況の変化に対し、環境との共生への配慮が不十分だったことなど、都市活動による環境への負荷が過大となっています。その結果、ヒートアイランド現象や局所的な集中豪雨の発生などの都市環境の悪化が懸念されています。</p> <p>また、暮らしから排出されるごみや、都市機能の更新に伴う産業廃棄物等が大量に発生しており、処分場の残余年数が逼迫していることも懸念されるなど、実行を伴ったライフスタイルの見直しと併せ、省エネルギー、省資源に徹した地域循環型のまちづくりが求められています。</p> <p>そのため、大気汚染、水環境問題対策の一層の強化充実を図り、環境改善に向けた施策を引き続き進めていくとともに、地球環境や九州圏全体の環境へ視野を広げ、環境と共生する都市の実現を目指して、環境負荷の少ない都市構造の形成、循環型都市づくり、環境改善策などを図ります。</p>
<p>2) 環境都市づくりに関する施策の概要</p> <p>①環境負荷の少ない都市構造</p> <p>都市基盤の整備状況や環境に配慮した上で、土地の高度な利用などを行い、都心居住の推進による職住近接の実現や、多機能集約型の複合市街地の形成などにより、人や物の移動に伴う環境負荷が少ない集約型の都市づくりを目指します。</p> <p>併せて、道路ネットワークの構築による市街地への流入交通量の抑制や、渋滞の原因となつている道路区間の解消、交通需要マネジメント施策の推進などにより、自動車交通による環境負荷の低減を図ります。</p> <p>地表の雨水浸透率向上などにより、下水道などへのピーク時の流入雨水を平準化し、河川などへの負荷軽減を図ります。また、ヒートアイランド現象を緩和するため、大規模な緑地、堀など、まとまりのある自然的環境(緑や水面)を、街路の緑化、緑地の確保などによってネットワーク化するとともに、既存建物における屋上緑化、歩道植樹帯の設置、保水機能の高い舗装などの整備を図ります。</p>	<p>2) 環境都市づくりに関する施策の概要</p> <p>①環境負荷の少ない都市構造</p> <p>都市基盤の整備状況や環境に配慮した上で、土地の高度な利用などを行い、都心居住の推進による職住近接の実現や、多機能集約型の複合市街地の形成などにより、人や物の移動に伴う環境負荷が少ない集約型の都市づくりを目指します。</p> <p>併せて、道路ネットワークの構築による市街地への流入交通量の抑制や、渋滞の原因となつている道路区間の解消、交通需要マネジメント施策の推進などにより、自動車交通による環境負荷の低減を図ります。</p> <p>地表の雨水浸透率向上などにより、下水道などへのピーク時の流入雨水を平準化し、河川などへの負荷軽減を図ります。また、ヒートアイランド現象を緩和するため、大規模な緑地、堀など、まとまりのある自然的環境(緑や水面)を、街路の緑化、緑地の確保などによってネットワーク化するとともに、既存建物における屋上緑化、歩道植樹帯の設置、保水機能の高い舗装などの整備を図ります。</p>

<p>②循環型都市づくり 汚物処理場やごみ焼却場などの公的で恒久的かつ広域的な処理を行う施設については、周辺環境への影響、安全性に配慮しつつ都市計画に位置づけることにより計画的な整備を図ります。</p> <p>③圏域内の環境改善・良好な環境の創出 騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等の発生源となりえる施設について、地域の実情に応じて集約化や緩衝帯の設置等による周辺環境の改善を図ります。 自動車交通による騒音、振動、大気汚染等を防止・緩和するため、道路構造の改善、幹線道路沿道の緑化、環境施設帯の設置等の対策を状況に応じて総合的に推進します。</p> <p>④新たなエネルギー社会の実現に向けた取り組み 低炭素都市づくりに向けて、新たなエネルギー社会の実現を見据えた以下の取り組みを進めていきます。</p> <p>○エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会の実現に向けた取り組み エネルギー使用の合理化を最大限進めるため、事業者等における省エネルギー対策の促進、IT技術を活用したエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用などの取り組みを図ります。</p> <p>○環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会の実現に向けた取り組み 特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスのとれたエネルギー構成を実現していくため、分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー、コージェネレーション等）の普及促進などの取り組みを進めます。</p> <p>○水を本格的に活用する水素エネルギー社会の実現に向けた取り組み 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素エネルギーの活用に向けて、CO₂を排出しない水素の製造と、日常生活や産業活動への本格的な水素エネルギー社会の拡大を図ることで、エネルギー需給構造が抜本的に変革される可能性ががあります。その実現を目指し、産学連携のもと取り組みを進めます。</p>	<p>②循環型都市づくり 汚物処理場やごみ焼却場などの公的で恒久的かつ広域的な処理を行う施設については、周辺環境への影響、安全性に配慮しつつ都市計画に位置づけることにより計画的な整備を図ります。</p> <p>③圏域内の環境改善・良好な環境の創出 騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等の発生源となりえる施設について、地域の実情に応じて集約化や緩衝帯の設置等による周辺環境の改善を図ります。 自動車交通による騒音、振動、大気汚染等を防止・緩和するため、道路構造の改善、幹線道路沿道の緑化、環境施設帯の設置等の対策を状況に応じて総合的に推進します。</p> <p>④新たなエネルギー社会の実現に向けた取り組み 低炭素都市づくりに向けて、新たなエネルギー社会の実現を見据えた以下の取り組みを進めていきます。</p> <p>○エネルギーを無駄なく最大限効率的に利用する社会の実現に向けた取り組み エネルギー使用の合理化を最大限進めるため、事業者等における省エネルギー対策の促進、IT技術を活用したエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用などの取り組みを図ります。</p> <p>○環境にも配慮したエネルギーが安価かつ安定的に供給される社会の実現に向けた取り組み 特定の電源や燃料源に過度に依存しないバランスのとれたエネルギー構成を実現していくため、分散型エネルギーシステム（再生可能エネルギー、コージェネレーション等）の普及促進などの取り組みを進めます。</p> <p>○水を本格的に活用する水素エネルギー社会の実現に向けた取り組み 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素エネルギーの活用に向けて、CO₂を排出しない水素の製造と、日常生活や産業活動への本格的な水素エネルギー社会の拡大を図ることで、エネルギー需給構造が抜本的に変革される可能性ががあります。その実現を目指し、産学連携のもと取り組みを進めます。</p>
--	--

参考附図2 都市構造の形成方針図

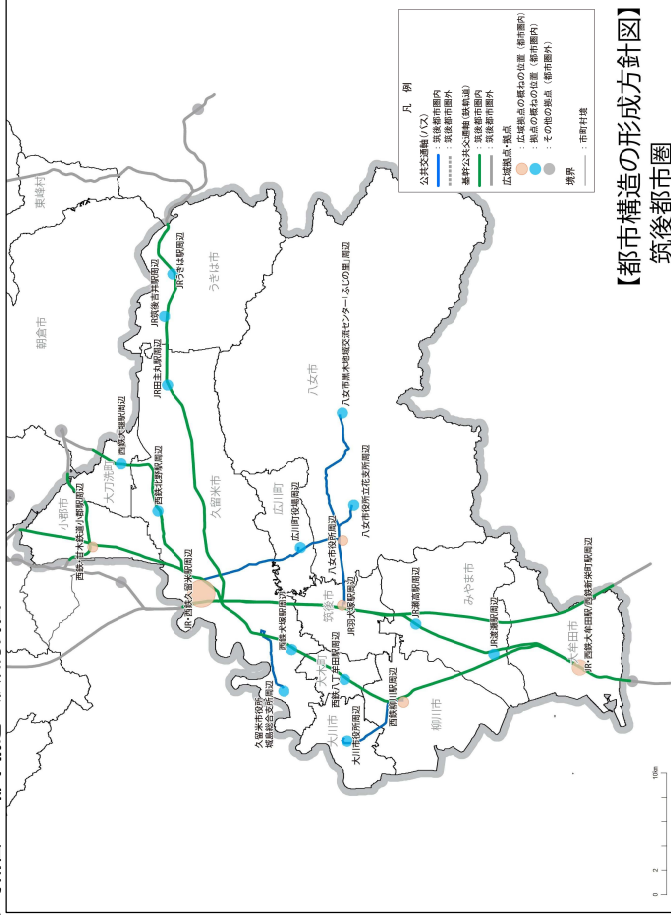


【都市構造の形成方針図】
筑後都市圏

▲都市構造の形成方針図

※詳細（広域拠点、区域の決定している拠点、基幹公共交通軸以外の公共交通軸）については、「参考附図3 都市構造の形成方針図」及び「参考附図4 都市構造の形成方針図」参照
 ※上図で示す基幹公共交通軸及び公共交通軸の区分については、現在の交通手段が鉄軌道であるかバスであるかを基準に便宜的に設定しているものであり、これらの交通軸沿線への集住や都市機能の配置を一義的に分類するものではありません。

参考附図2 都市構造の形成方針図

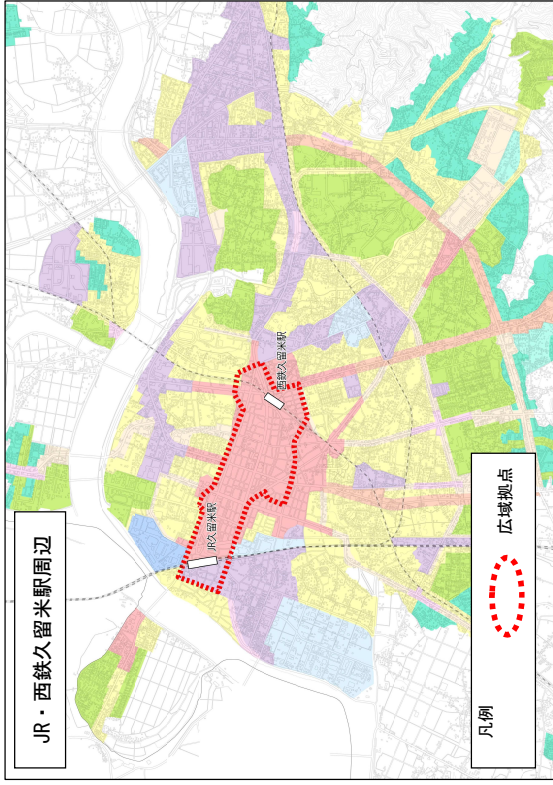
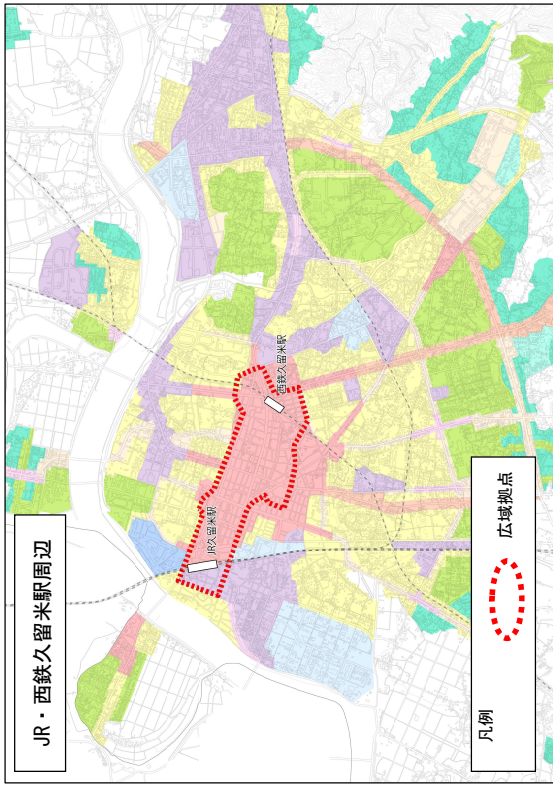


【都市構造の形成方針図】
筑後都市圏

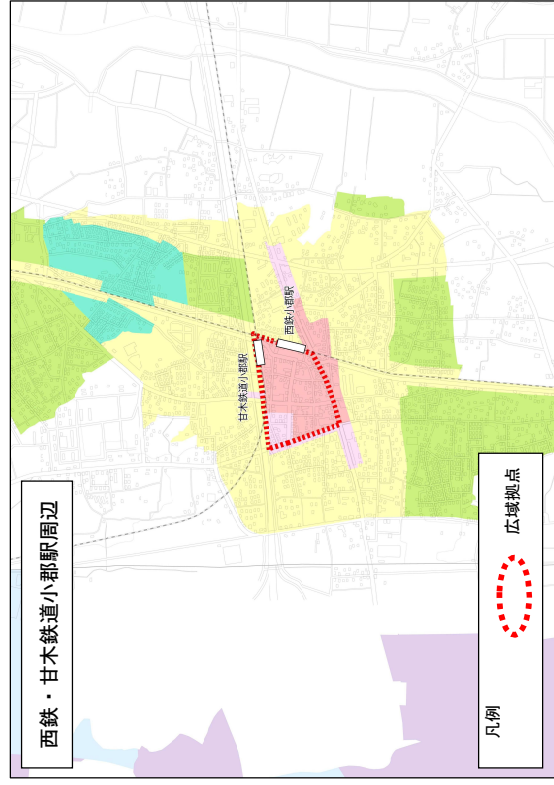
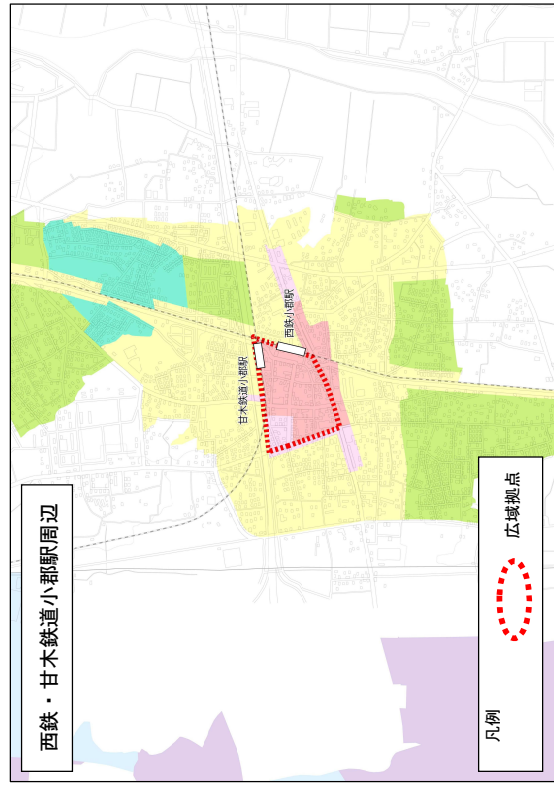
▲都市構造の形成方針図

※詳細（広域拠点、区域の決定している拠点、基幹公共交通軸以外の公共交通軸）については、「参考附図3 都市構造の形成方針図」及び「参考附図4 都市構造の形成方針図」参照
 ※上図で示す基幹公共交通軸及び公共交通軸の区分については、現在の交通手段が鉄軌道であるかバスであるかを基準に便宜的に設定しているものであり、これらの交通軸沿線への集住や都市機能の配置を一義的に分類するものではありません。

参考附図3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）

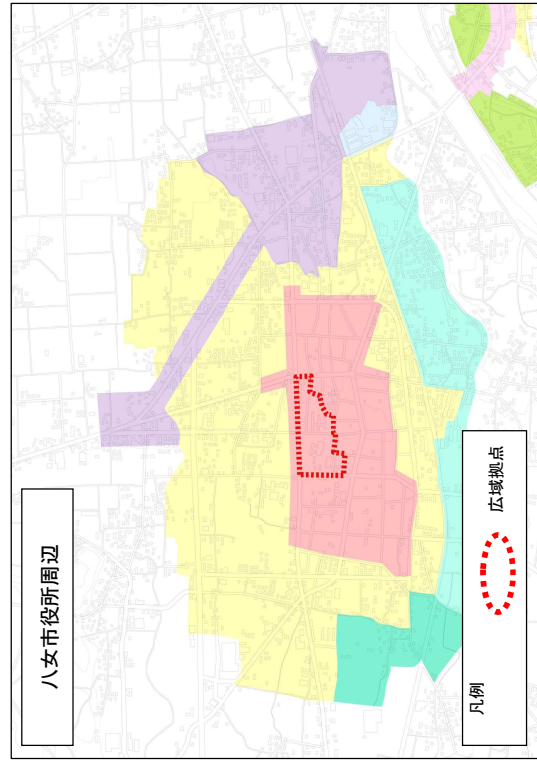
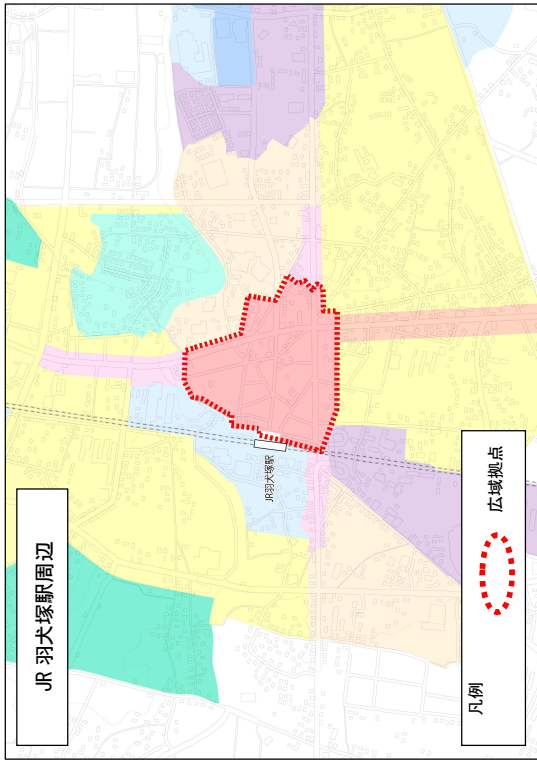


参考附図3 都市構造の形成方針図（広域拠点・拠点の個別詳細図）

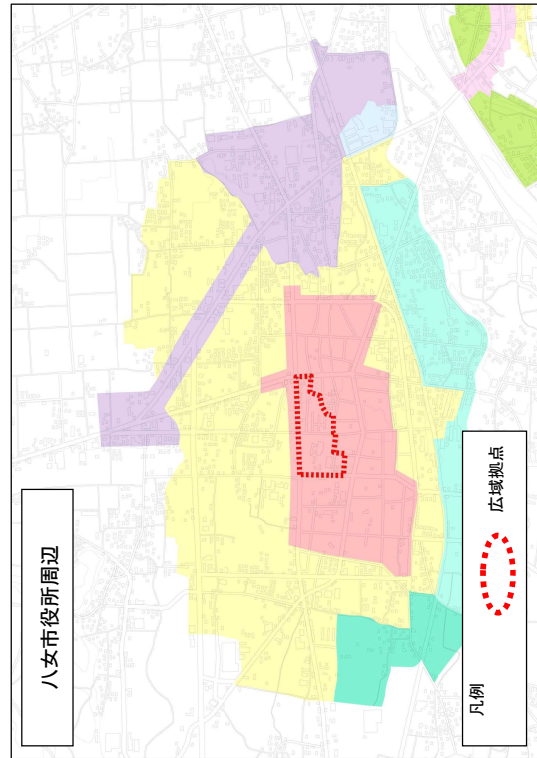
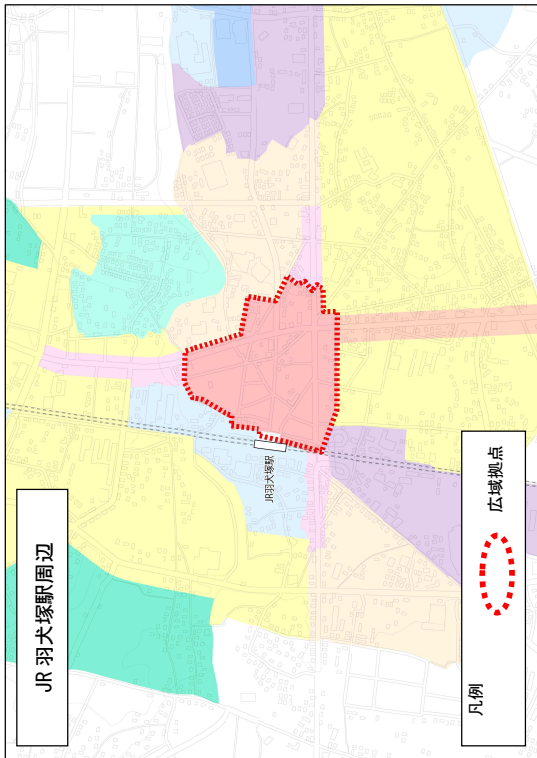


※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

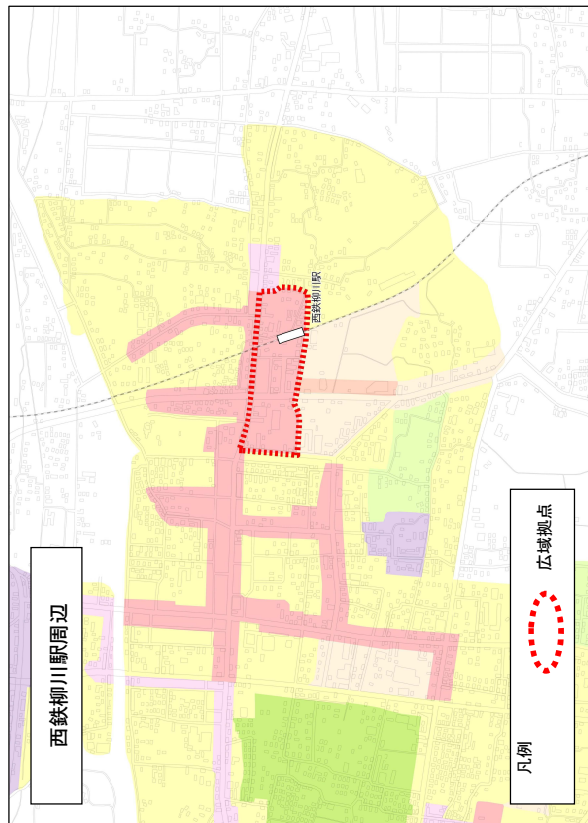
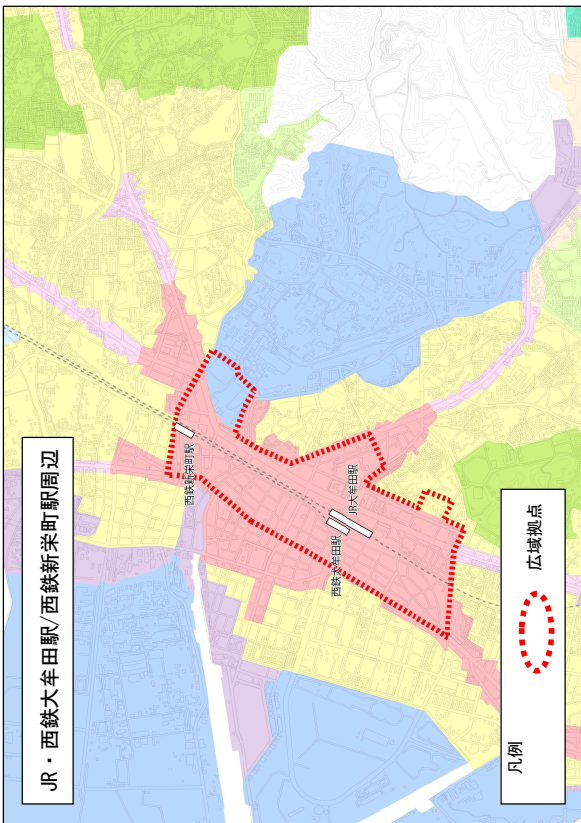
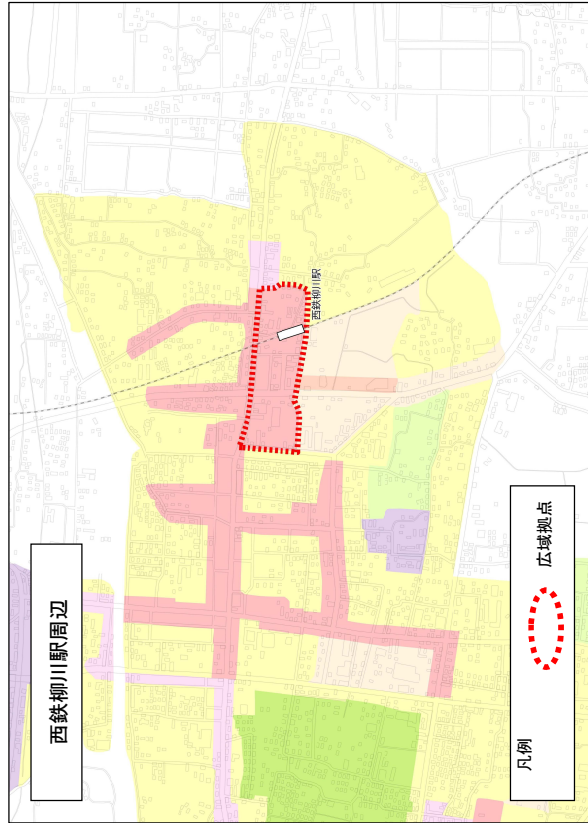
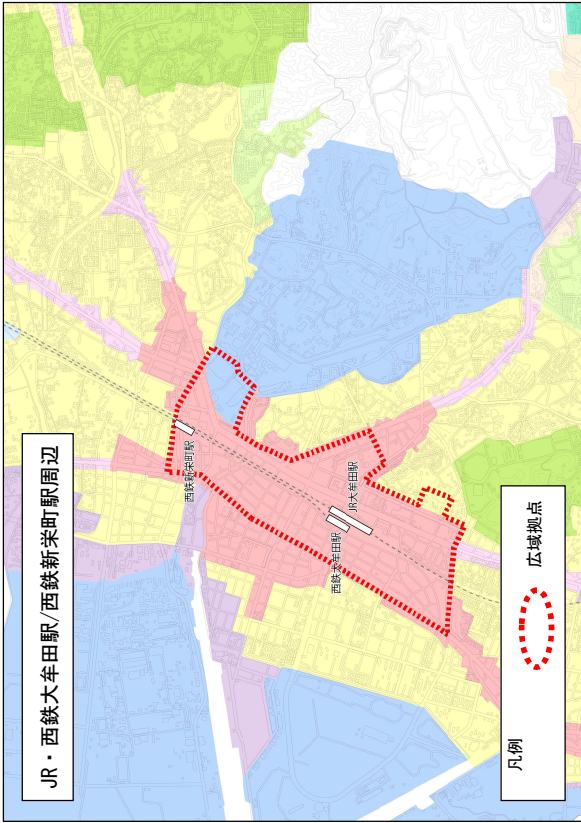
※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

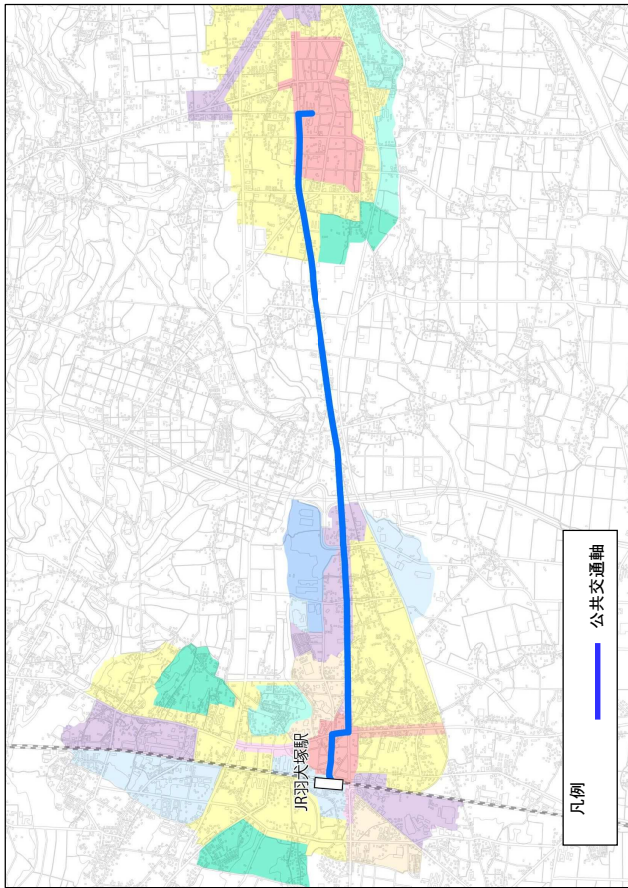


※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

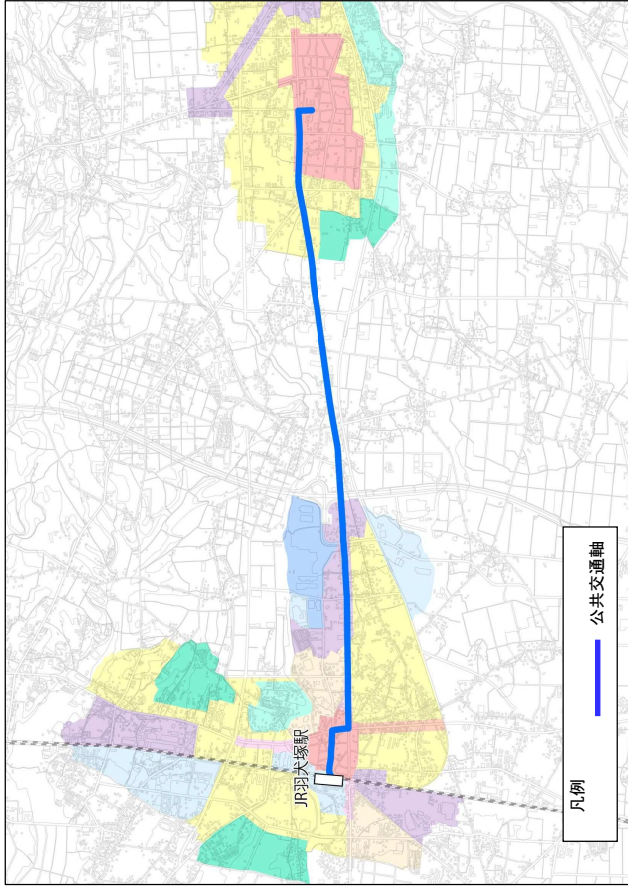
参考附図4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

（八女市役所周辺～JR羽犬塚駅）

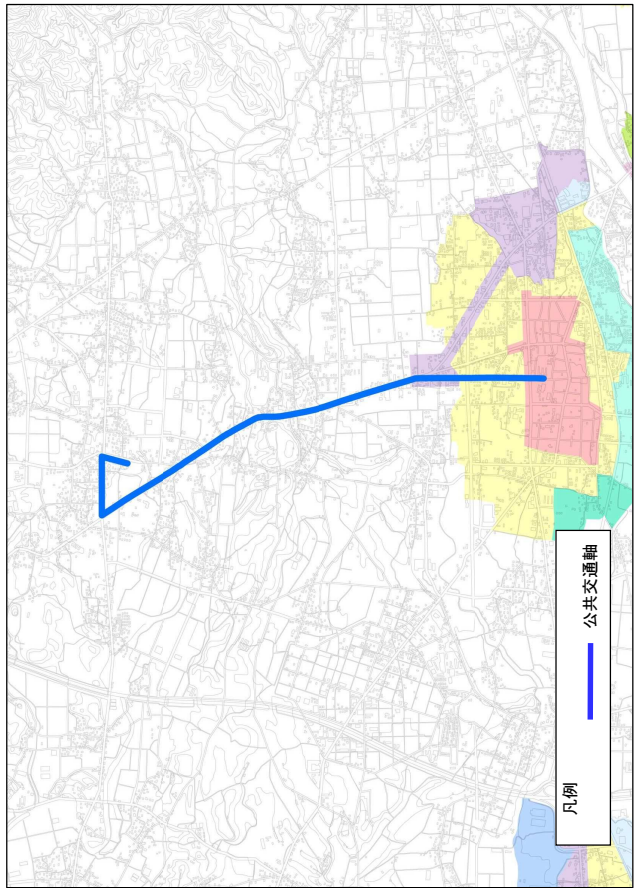


参考附図4 都市構造の形成方針図（公共交通軸の個別詳細図）

（八女市役所周辺～JR羽犬塚駅）

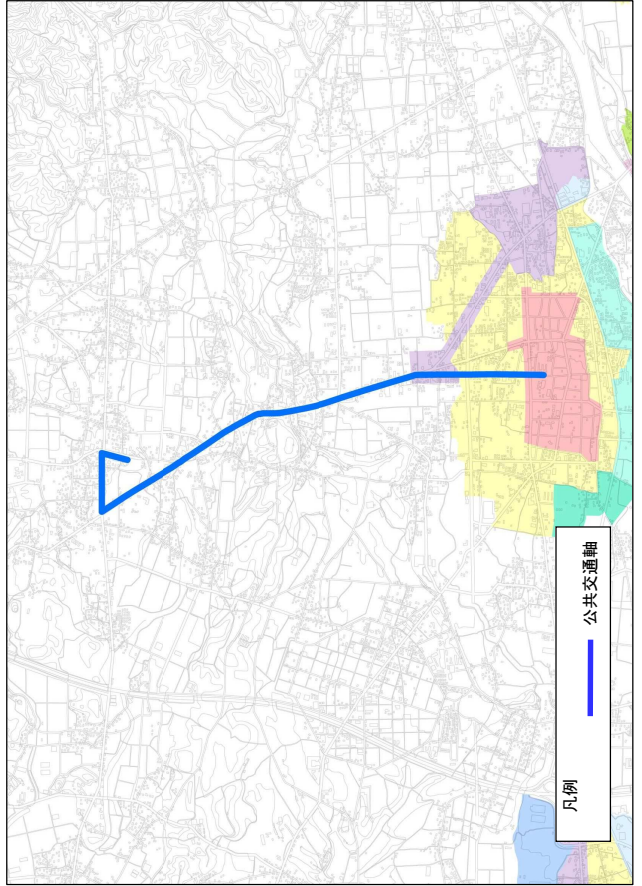


（八女市役所周辺～広川町役場周辺）



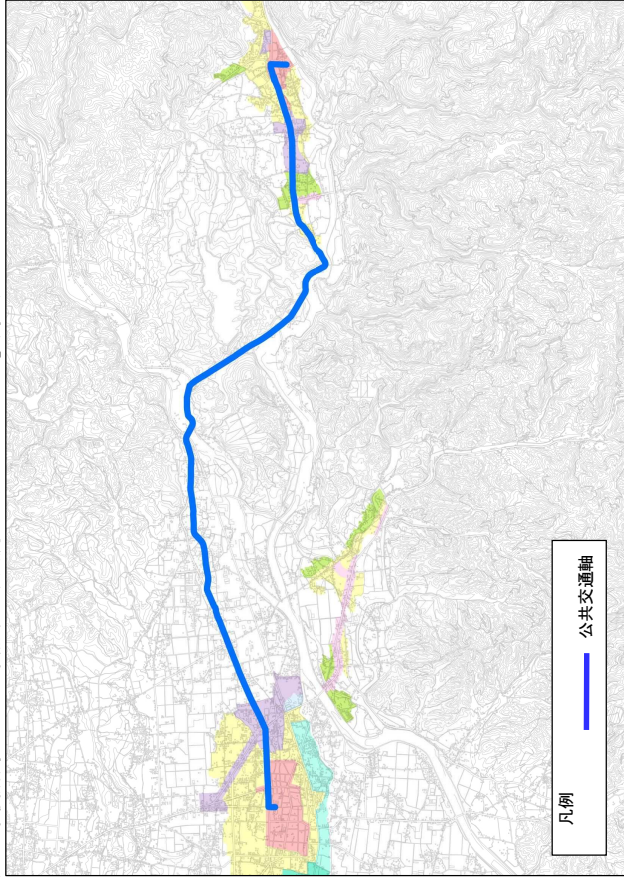
※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

（八女市役所周辺～広川町役場周辺）

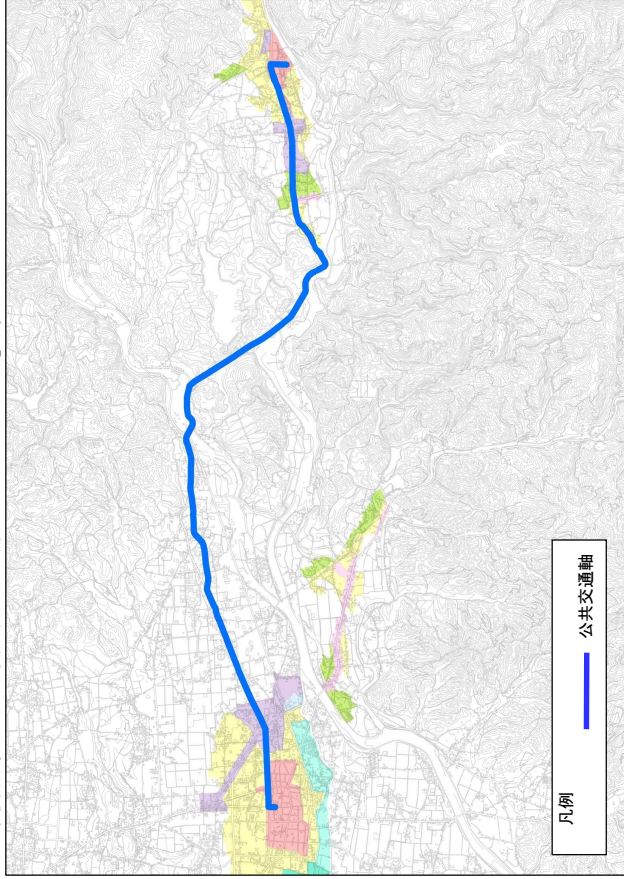


※この図は、広域拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

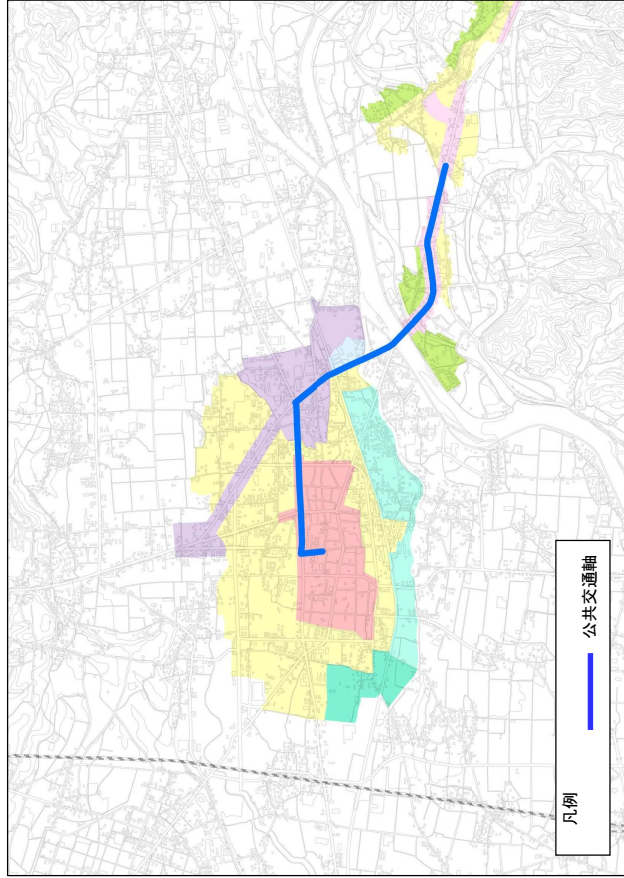
(八女市役所周辺～八女市黒木地域交流センター「ふじの里」周辺)



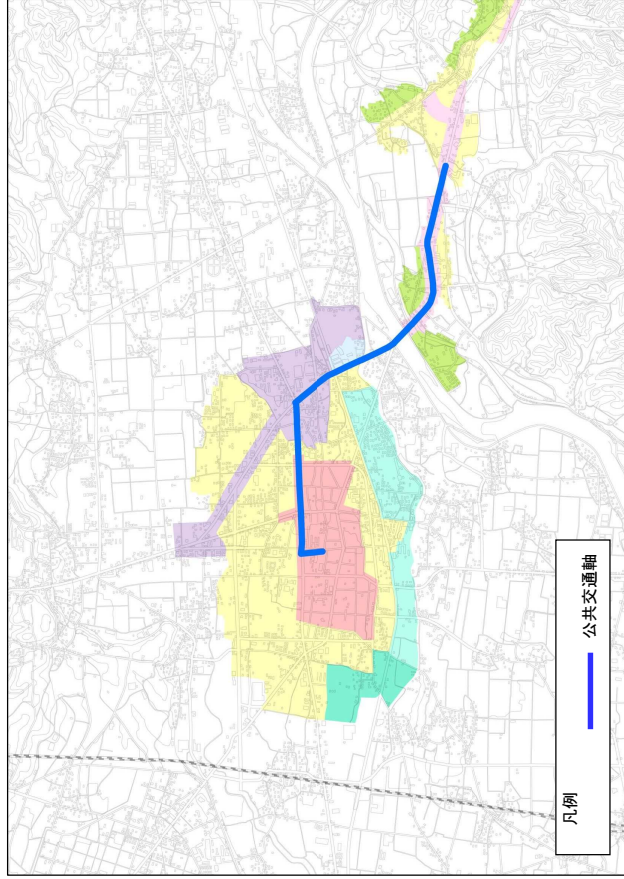
(八女市役所周辺～八女市黒木地域交流センター「ふじの里」周辺)



(八女市役所周辺～八女市役所立花支所周辺)



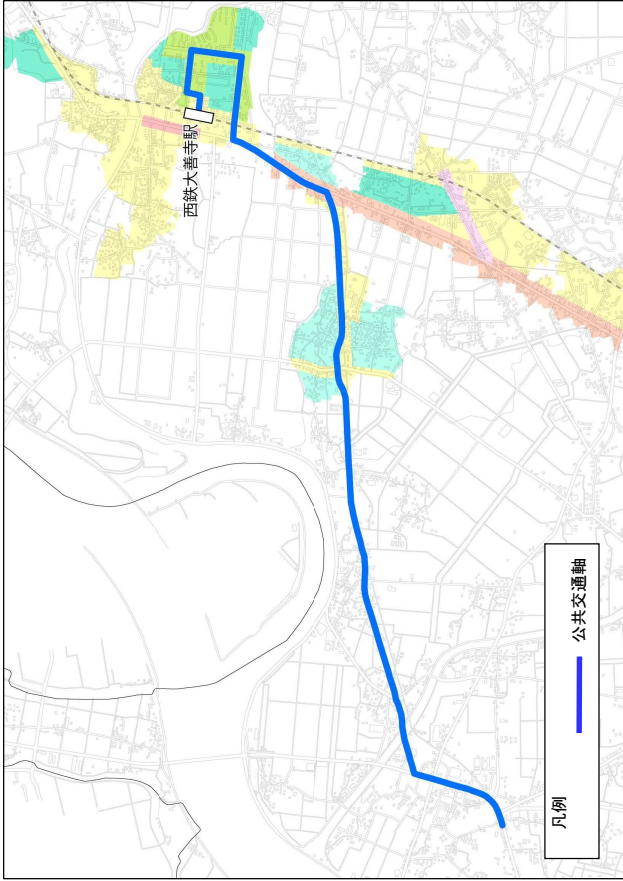
(八女市役所周辺～八女市役所立花支所周辺)



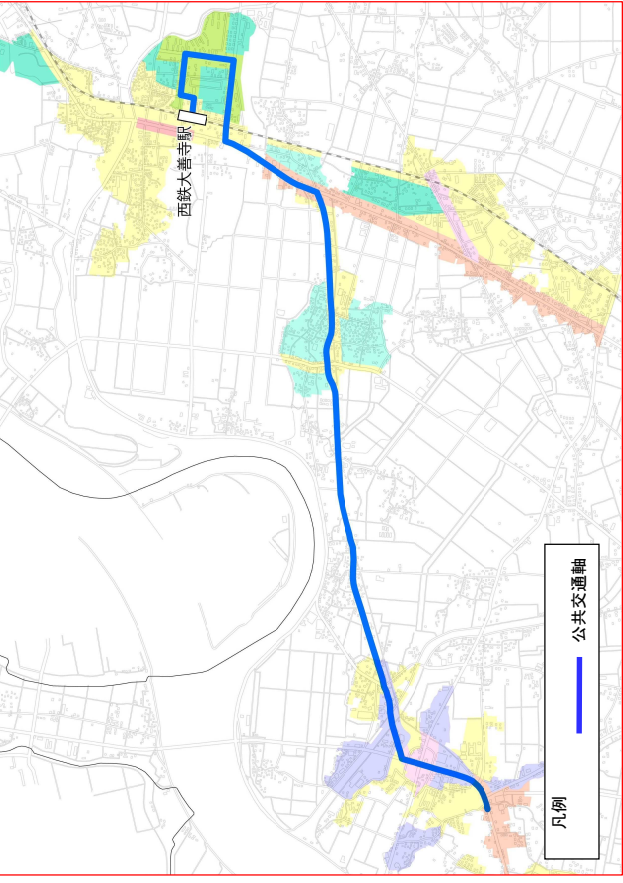
※この図は、広域拠点とび拠点の区域を特定するものではありません。

※この図は、広域拠点及び拠点の区域を特定するもので、用途地域を特定するものではありません。

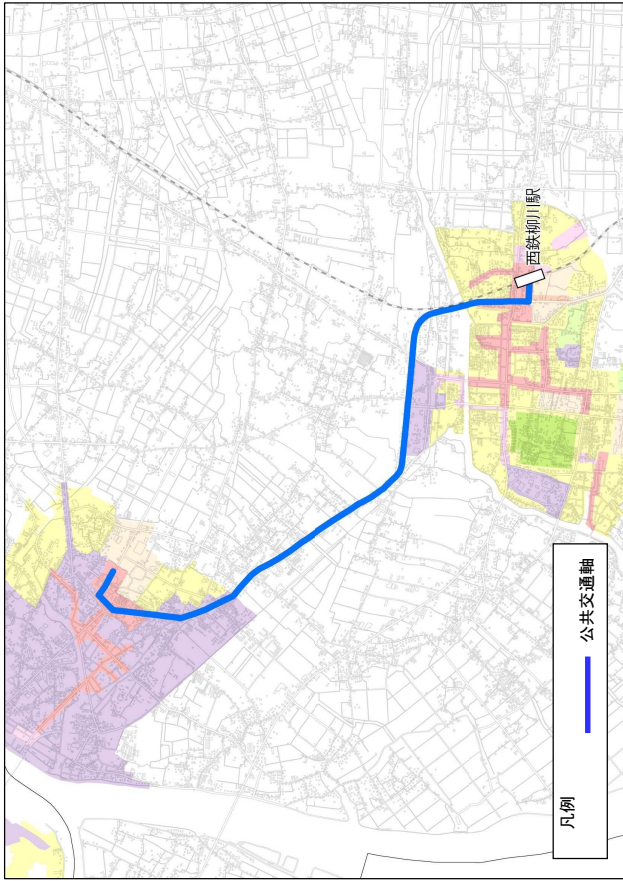
(久留米市役所城島総合支所周辺～西鉄大善寺駅)



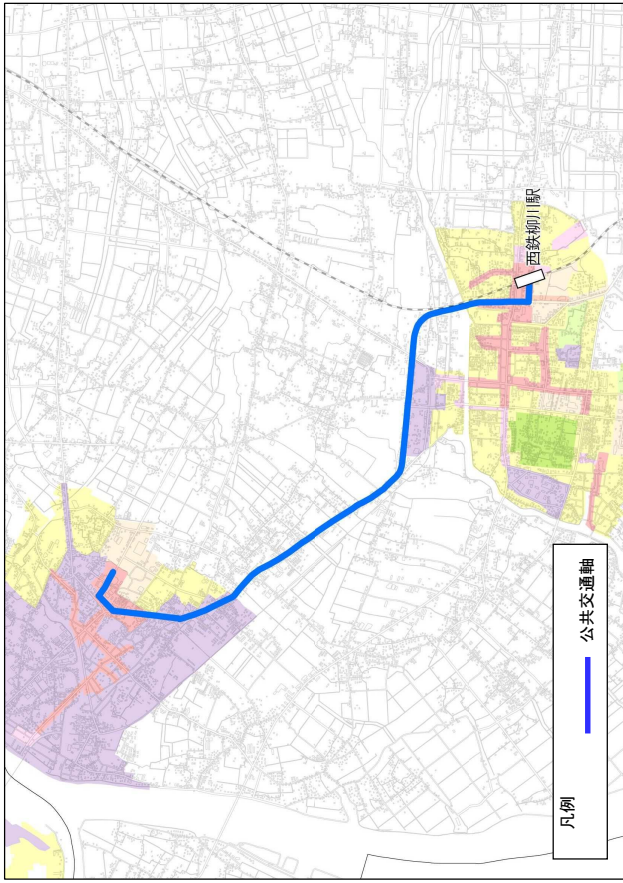
(久留米市役所城島総合支所周辺～西鉄大善寺駅)



(大川市役所周辺～西鉄柳川駅)



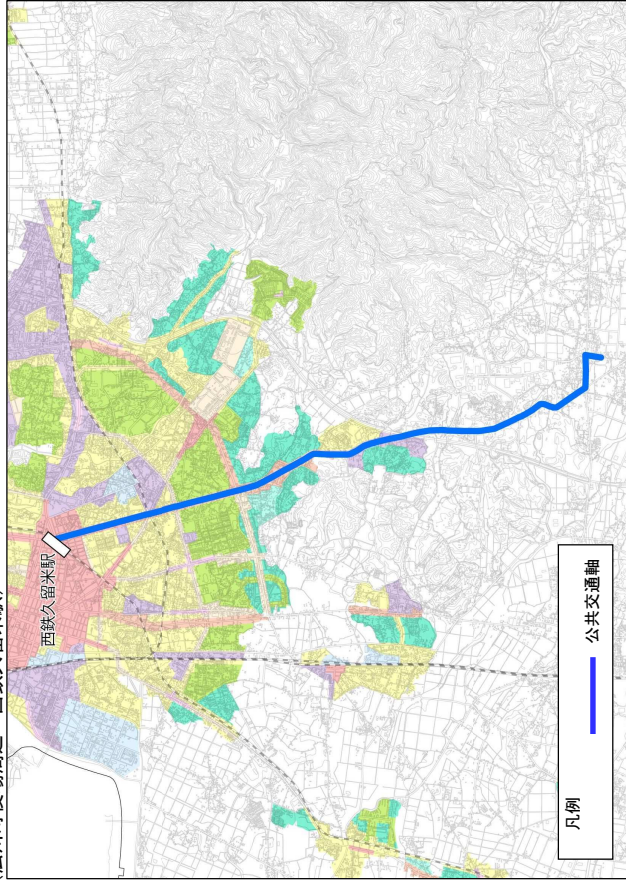
(大川市役所周辺～西鉄柳川駅)



※この図は、広域拠点及び拠点の区域を特定するもので、用途地域を特定するものではありません。

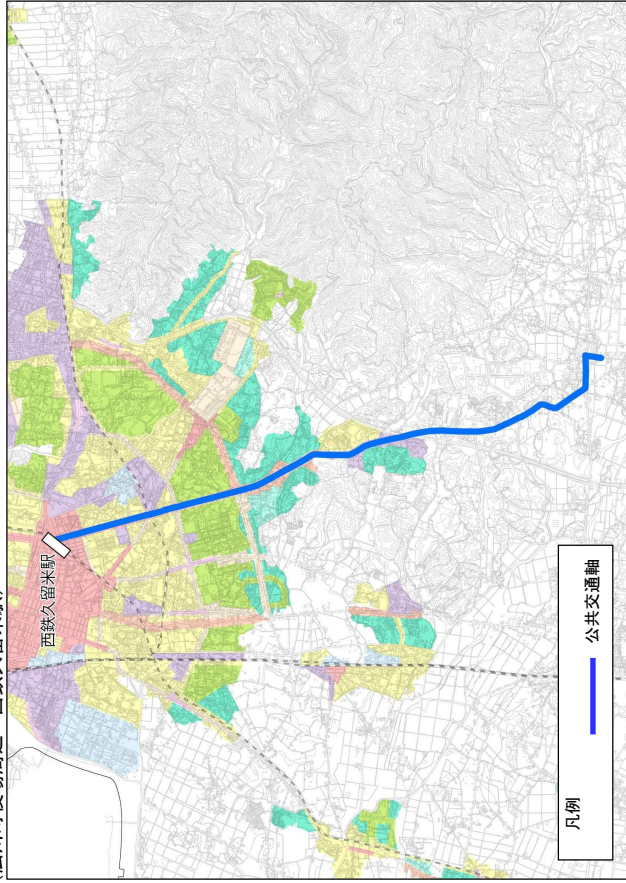
※この図は、広域拠点及び拠点の区域を特定するもので、用途地域を特定するものではありません。

(広川町役場周辺～西鉄久留米駅)



※この図は、広城拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。

(広川町役場周辺～西鉄久留米駅)



※この図は、広城拠点及び拠点の区域を表わすもので、用途地域を特定するものではありません。